

倉橋惣三の児童遊園思想—その2—

A Study of Sozo Kurahashi's Idea of Children's Playgrounds (2)

吉田 早織
Saori YOSHIDA

1. はじめに

本稿は、倉橋惣三（1882-1955、明治15～昭和30）の児童遊園思想を明らかにすることを目的としている。とりわけ、倉橋惣三の児童保護論と児童憲章の関係性について考察し、戦後の児童遊園の位置づけを確認したい。

倉橋の児童保護論に言及する研究はいくつか散見されるものの、倉橋の保育論や幼児教育に関する研究ほど一般に知られていない。たとえば庄司（1983）は、倉橋の児童保護に関する論文および講演速記録について「多彩な活躍をみせた倉橋惣三の、どちらかといえばあまり知られていない側面¹」とし、森上（1993）も、「倉橋惣三の保育や文化についての貢献はよく知られていることであるが、児童保護についても、非常に強い関心を寄せ、大きな貢献をしていた事実はあまり知られていない²」と指摘する。倉橋惣三の児童保護論に関する研究は狐塚（2002; 2003; 2005など）^{3,4,5}が精力的に行っており、そこからさまざまな考察がなされている。山本（1998）⁶は教育・社会の視点から倉橋の児童保護論を取り上げている。また、野沢（1975）⁷は比較的早い時期に倉橋の児童保護論に着目し、その理論的展開と課題を抽出した。

1951（昭和26）年5月5日、各界を代表する協議員236名が児童憲章制定会議に参集して、児童憲章が制定された⁸。終戦後、児童福祉法や少年法、学校教育法、労働基準法ががつぎつぎと制定され、さまざまな児童問題について法による解決の筋道がつくられた結果、児童福祉の理念が着々と実現されつつあるようになったのである⁹。しかし、これらの法令や施策は日本のたて割り行政によって、必ずしも十分な効果をあげていなかった。また、社会一般の古い児童観が払拭されなかったことにより、さまざまな児童問題があとを絶たなかった。戦前・戦中は天皇制絶対主義国家観があり、「家」制度イデオロギーの下に子どもは家長と父親への服従を強いられていたのであった。1945（昭和20）年に終戦し、天皇制絶対主義国家が崩壊すると、それまでの「服従の対象としての子ども」から、「権利の主体としての子ども」へと、子どもの地位に変化が生じた¹⁰。こうした状況において、新しい児童観と児童行政を確立し、国民全体で児童の権利を守るための憲章をつくらうとする機運

が自然と高まってきたのである¹¹。

厚生省児童局の記録によれば、児童憲章制定までに2回の草案準備会と3回の草案準備会小委員会を経て制定会議に臨んでいる(表1)。

表1 児童憲章制定までの会議開催

開催日(すべて1951年)	会議名	場所
4月11日 13:20-	第1回児童憲章草案準備会	内閣総理大臣官邸2階会議室
4月14日 13:40-16:45	第1回児童憲章草案準備会小委員会	厚生省2階会議室
4月17日 9:30-14:30	第2回児童憲章草案準備会小委員会	文部省社会教育局長室
4月23日 9:30-14:10	第3回児童憲章草案準備会小委員会	厚生省会議室
4月25日 13:50-16:27	第2回児童憲章草案準備会	内閣総理大臣官邸2階会議室
5月4日 10:00-14:40	児童憲章制定会議	
5月4日 15:00-	児童憲章制定会議小委員会	首相官邸会議室
5月5日 13:00-13:52	児童憲章制定会議	
5月5日	児童憲章宣言式	

(厚生省児童局『児童憲章制定記録』より筆者作成)

制定までの1ヶ月間に集中して会議が行われているが、実際は厚生省児童局が1949(昭和24)年6月28日に開催された、第14回中央児童福祉審議会に提案したことから始まったようである。審議の結果、制定することに全員の意見が一致し、即日、児童憲章制定準備委員会が設けられ、次回審議会までに児童憲章草案を準備するようということになった¹²。表1の準備会にいたるまでにも幾度となく会議が行われていた¹³。

また、制定まですべての会議に出席した田代不二男は、児童憲章は国民の総意に基づいて制定されるとの構想の下に出発したが、その実現には莫大な経費と幾多の歳月を費やしても可能かどうかわからなかったという¹⁴。それでも日本は戦後の再建時期であり、国民の関心を高めるため、国民の声を聴く手段が取られ、世論の喚起に努めたようであった。

ところで、倉橋が児童憲章の草案準備委員だったということは、これまでの先行研究では明らかになっていない。厚生省児童局が発行した『児童憲章制定記録』では、草案準備会の配布資料として委員名簿が出されているが、これらの記録の中に倉橋の名は見当たらなかった。1951(昭和26)年に児童憲章が制定され、その2ヶ月後の『幼児の教育』で、倉橋が「草案準備会に加わつて」という題で児童憲章に対する想いを寄稿したのが現在唯一の手がかりである。しかし、本稿は倉橋が児童憲章の草案準備委員だったか否かの追究ではない。倉橋が1927(昭和2)年に発表した『社会的児童保護概論』と日本の児童憲章の内容がほぼ同じであることから、倉橋の児童保護論も児童憲

章に活かされたのではないかという仮説を立てた。そのうえで児童遊園の教育的意義を、倉橋の論稿から考察していきたい。

2. 倉橋惣三の児童保護論と児童憲章

1927（昭和2）年の『社会的児童保護概論』および1929（昭和4）年の『児童保護の教育原理』は、幼児教育家として著名な倉橋惣三のあまり知られていない側面をみせてくれている。庄司（1983）は、児童保護に関するこれらの論稿は、決して教育者としての倉橋の幼児教育理論に対して、独立して展開されているものでもなければ相矛盾する内容をもつものでもなく、相対的に独自の意義をもちながらも、内容は相補的關係に立っていると指摘する¹⁵。

一方、児童遊園に関する研究においては、これまで倉橋の児童保護論が取り上げられたことはほとんどなく¹⁶、児童遊園思想の重要な手がかりとなることが考えられる。

（1）一般家庭の児童保護

倉橋は、子どもは各家庭に属し、保護されることは当然かつ幸福なことであるが、なぜ社会的児童保護という問題が生じるか、と問題提起をしている。そのうえで、子どもを社会的に保護しなければならない場合として、①児童の保護に関する一般的な限界、②児童の保護に関する個々家庭の特殊的限界（貧窮家庭・無知家庭・残忍家庭、身体または精神の異常児童のいる家庭）、そして③所属すべき家庭がない児童（孤児および棄児など）の3点をあげた。③は詳述の必要なく社会的保護の必要が明らかであろう。②については、家庭が児童の保護能力を欠く場合と、児童の方が特殊的保護を要する場合があります、その保護を家庭にのみ任せることが難しい例である。倉橋は、社会的児童保護問題の多くはこれらであるという¹⁷。では、①の「一般的な限界」とはどのようなことをいうのであろうか。

「一般的な限界」は、②や③のような家庭や児童の特殊性から引き起こされるものではない。各家庭で子どもを養育・保護することは大前提だが、衛生問題や娯楽問題等、いわゆる「一般家庭」ではできない、または共同利用によって家庭の機能が増進される場合に、社会的保護施設が必要だと倉橋は指摘する¹⁸。その社会的児童保護の問題として、具体的には「生育に関する保護」「教育に関する保護」「労働に関する保護」「遊戯娯楽に関する保護」を掲げた。

たとえば生育に関する保護では、死産、そして新生児や乳児の死亡率が高かった当時について、出生と保育を問題の中心としている。死産児が多ければ、やがて人口問題に発展する。かつての助産婦は単なる分娩補助であり、妊婦そのものの健康や衛生に関する知識を持つものではなかった。出生の問題はおのずと妊婦保護に遡り、助産婦と妊婦相談所の必要性を掲げる。

教育に関する社会保護問題としては、就学前の幼児期と就学後の学童期の2つに時期を分けて論じている。幼児教育の問題は、家庭の補助機関として「学齢前教育機関」の施設が必要であるとい

う¹⁹。また、学童期の教育は「就学」が大前提であり、その任務は学校にあるとする。学校教育は本質的には無料であるが、授業料以外の費用は家庭が負担しなければならない当時の貧困家庭は、就学免除措置もとることができると小学校令には記載されている。しかしそれは国民普通教育の道理にそむいており、社会的な補助が必要である。具体的には、教科書および学用品の貸与、被服給与、食事給与、そして治療施術である²⁰。倉橋は、これらの補助はより一般的に、より必務的のものとするべきであると述べている。

次に児童の労働の問題として倉橋は、「工場労働に属するもの」「商店雇役に属するもの」「街路上小労働に属するもの」「娯楽興業に属するもの」に分類している。これらの児童労働は、児童自らの発意ではなく、工場主や雇い主、ときには親もまた強制労働を行っている場合があり、ここに種々の児童虐待が起こるのだと倉橋は指摘する²¹。

最後に社会保護が必要な状況として、「遊戯娯楽に関する保護」をあげている。倉橋は、成育や教育が児童当然の生活権利であるがごとく、遊戯娯楽についてもその当然の権利であると述べる。

蓋し、遊戯娯楽は児童にとりて、生存の第一意義ともいうべきものであって、その機会を与えられざるは、児童生活最大の不幸とするところであるのみならず、それが単に現在の快樂としての他に、児童心身の健全なる発達のために、必ず欠くことのできない関係を有するものである²²。

生育の場合のようにひっ迫的ではなく、教育のように厳肅的ではないため、社会的保護の問題の中ではむだであると見放される傾向がないわけでもないが、児童生活そのものを大切に考えるという意味においては、極めて浅はかであると倉橋は強く主張する。そして、児童のための社会的施設として、児童遊園、児童娯楽施設、そして学校放課後の一般保護の3つを挙げている。

ここで挙げられる「児童遊園」は、都市部で子どものための土地を確保しにくい地域こそ必要であり、倉橋の主張は、設備が整っていない小さい児童遊園でも良いから、必要地域に児童遊園の普及を計ること、そして適当な児童遊園の指導者を配置することである²³。これが最低条件であり、欠かすことはできないという。しかし実際のところ、児童遊園が都市計画に組み込まれたり、地域で設置したりと、小規模のものがある程度は普及したものの、戦後においては児童遊園に専門の指導者がおかれることはほとんどなかった²⁴。

(2) 児童憲章本文の構成

1951(昭和25)年に制定した児童憲章は、「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める」と冒頭で掲げた後、以下の3つの基本綱領が続く。

児童は、人として尊ばれる

児童は、社会の一員として重んぜられる

児童は、よい環境のなかで育てられる

これらの3原則の上で、日本の児童憲章の本文は、12条から構成され、児童の享有する諸権利が具体的に規定されている²⁵。田代ら（1980）によれば、1条と12条が本文全体の総則的地位を占め、2条から11条が児童の個別的権利に関する規定であるという。表2は、児童憲章の本文と本文における児童の権利を表している。

表2 児童憲章本文における児童の権利

児童憲章本文	児童の権利
第1条 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。	(前段) 胎児の権利 (後段) 包括的権利
第2条 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。	(前段) 家庭養育権 (後段) 要養護児童の権利
第3条 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。	社会保障を受ける権利
第4条 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。	教育を受ける権利
第5条 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。	教育を受ける権利 (教育内容)
第6条 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。	教育を受ける権利 (教育条件)
第7条 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。	職業指導を受ける権利
第8条 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。	年少労働者の権利
第9条 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。	遊びと文化への権利
第10条 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。	保護を受ける権利 非行少年の権利
第11条 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護があたえられる。	障害児の権利
第12条 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。	権利保障の目標

(田代ら（1980）、p133の表に児童憲章本文を記載)

(3) 児童憲章第9条と倉橋の児童保護論

山吉(1980)は、児童憲章の第9条について、「児童憲章の中で唯一の社会環境について述べている条例であり、子どもの遊びと文化への権利ないし環境権について定めたものである」と解説する²⁶。第9条の最終形は、「すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる」となったが、制定過程における草案の流れを追うと、中央児童福祉審議会が出した1951年3月時点の案では、「すべての児童に、日光と新鮮な空気が恵まれ、また十分な栄養とが与えられる^{原文ママ}ばかりでなく、適切な遊び場と健全な娯楽とが用意されなければならない」²⁷であった。その後、4月に活発な検討が行われ、現在の第9条の内容となった。

しかし、日光と新鮮な空気、そして遊び場の必要性については、すでに明治末期や大正初期に倉橋が以下のように指摘している。

身体上の影響に就ては、多言をまたずして皆人の心づけるところなれども、まず空気、日光、土地の三点より考えざるべからず²⁸。(東京朝日新聞, 1908)

特にすべての都市児童が受くる所の三大欠乏は、日光と空気と及び遊び場所とである。裕なる日光と新鮮なる空気の必要は、成人に於いても固より変りない事であるが特に児童に於いては其軟弱なる身体、自然的影響を被り易き性情の上に甚だ偉大なる関係を有するものである²⁹。(東京日日新聞, 1913)

倉橋は、児童遊園の必要性を説いた初期のころ、日本の児童遊園史における最初の段階から、子どもには日光と新鮮な空気と遊び場が必要だということを強く主張してきた。そこで、社会的保護が必要な状況と児童憲章条文との関係を図示すると、倉橋の児童保護論と児童憲章の条文がほぼ合致した。

表3 社会的保護が必要な状況と児童憲章条文との関係

社会的保護が必要な状況		児童憲章条文	内容
①児童の保護に関する一般的な限界	a. 生育に関する保護	1条～3条	家庭環境・生活環境
	b. 教育に関する保護	4条～6条	教育環境
	c. 労働に関する保護	7条～8条	職業指導
	d. 遊戯娯楽に関する保護	9条	社会環境
②児童の保護に関する個々家庭の特殊的限界	a. 貧窮家庭、無知家庭、残忍家庭	10条	保護
	b. 身体または精神の異常児童のいる家庭	11条	障がい児の教育・保護
③所属すべき家庭がない児童	孤児および棄児など	すべて	

(倉橋惣三(1927)、田代不二男・神田修編著(1980)、および児童憲章を参考に筆者作成)

第9条に掲げられている「よい遊び場」の条件として関（1951）は、「明朗で気持ちのいい環境であること」「危険性がなく、衛生上の考慮がはられていること」「子どもが親しみやすく、興味をひくに十分な設備があって楽しく遊べること」「大勢が利用できること」などをあげている。また、よい指導者が配置されることは効果があり、必要なことであるとも述べる³⁰。

倉橋は児童遊園には専門の指導員の必要性を再三にわたって述べてきた。つまりのところ、子どもにとって「場所」だけではなく、児童遊園の指導者として養成された「人」が存在してこそ、児童遊園として生きてくるものとする。

3. 遊戯娯楽の保護と教育的意義

倉橋は児童遊園の指導者に何を求めたのか。それは、いくつかの教育的意義をもって子どもと関わることにある。子どもたちが遊びをとおして、人間として、または社会の中のひとりとしての生活能力の体得ができるような指導である。児童保護における教育原理として、倉橋は児童生活の教育的考慮を以下のように挙げている。

- (1) 子どもをひとりの尊厳において見ること
- (2) 子どもの個性を見ること
- (3) 子どもの内部的発達を尊重すること

これらは児童保護施設で保護する子どもだけでなく、あらゆる子どもに対して、倉橋が児童遊園指導者に求めたものともいえよう。

子どもを教育的に見るということは、子どもをひとりの尊厳において見ることであるという。それはどんな境遇、行為であっても、無視や軽視したり憐れんだり暴慢な態度では、ひとりの人間として取り扱っているとはいえない。人対人の人間交渉を経験しない限り、人間的性情の真の発達を望むことはできない。つまり人間的冷淡やひがみ、ひねくれが生じる場合があると倉橋は述べる³¹。

次に、子どもの個性の特質を無視して教育するということは、その子どもにとって無理強いや困惑につながる可能性がある。その子どもの個性をあらわす機会損失だけでなく、生命そのものを踏みにじっている場合もある。そしてそういう状況は、保護児童に多く、境遇上の不幸以上に深刻であるという。ただし理解者のもとでその子どもの個性の向かうところを発揮できたなら、その特長に向かって意外な発展が見られるかもしれない。それを発見し、助長してこそ教育的である³²。

そして、児童の教育的取扱いで最も大切なことは、子どもの内部的発達を尊重しなければならないことである。児童の中に伸びようとするものを育てることに重きをおいて考えれば、児童の自然な姿を尊重し、適度な自由を許し、生活と経験との間に自学自得させる教育が可能であるとする³³。児童をその生活において教育する「生活教育」の概念は、学校生活でも家庭生活でもない、放課後の生活でこそ発揮し、それは教師でも保護者でも友人でもない第3の人間関係となりうる「児童指

導員」こそ、その役割が期待できるのではないだろうか。

5. おわりに

本稿は、倉橋惣三が1927(昭和2)年に発表した『社会的児童保護概論』と日本の児童憲章の内容がほぼ同じであることから、倉橋の児童保護論が児童憲章にも活かされたのではないかという仮説を立て、そのうえで児童遊園の教育的意義を、倉橋の論稿から考察した。

倉橋は、日本の児童遊園の歴史のかなり早い段階から、児童遊園の必要性を主張してきた。その具体的な主張とは、①学校生活でも家庭生活でもない「子どもの社会生活」の重要性、②子どもの遊戯や生活全般にわたって理解している「専門的な児童指導員」の必要性の2点である。特に「児童指導員」については、倉橋が生涯にわたって強く主張し続けた。残念ながら、倉橋がイメージする児童指導員は、戦後の児童遊園においてほとんど配置されていない。しかし、児童館や学童保育の児童指導員等が、児童保護の思想を現在も受け継いでいると考える。今後は戦前期の児童指導員に関する研究も進め、現在の児童指導の手がかりを探っていきたい。

-
- 1 庄司洋子(1983)解説(児童問題史研究会監修)『日本児童問題文献集』第8巻, p.3
 - 2 森上史朗(1993)『子どもに生きた人・倉橋惣三 その生涯・思想・保育・教育』フレーベル館, p.205
 - 3 狐塚和江(2002)「倉橋惣三の児童保護論における教育と保護の統一」『倉敷市立短期大学研究紀要』
 - 4 狐塚和江(2003)「倉橋惣三の児童保護論と子どもの権利 —「子どもの権利条約」の視点から—」『人間教育の探究』
 - 5 狐塚和江(2005)「倉橋惣三の保育思想における子どもの権利保障論 —児童保護論を中心に—」『教育実践学論集』兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科
 - 6 山本信良(1998)「倉橋惣三の児童保護理論について」『倉橋惣三を考える —教育・社会の視点から—』圭文社
 - 7 野沢正子(1975)「倉橋惣三と児童保護論」『社会問題研究』第25号
 - 8 厚生省(1971)「序章 現代における児童問題の意義1 児童憲章制定20周年にあたって」『厚生白書』(昭和46年版)
 - 9 厚生省児童局(1951)『児童憲章制定記録』中央社会福祉協議会, p.5(現代日本児童問題文献選集36, 1988)
 - 10 田代不二男・神田修編著(1980)『児童憲章 —日本の子どもの権利宣言—』北樹出版, p.86
 - 11 田代・神田ら(1980)同上, p.94
 - 12 田代・神田ら(1980)同上, p.24
 - 13 田代・神田ら(1980)同上, pp.24-35

- 14 田代・神田ら (1980) 同上, p.35
- 15 庄司 (1983) 前掲書, p.3
- 16 先行研究のうち該当するものは少ないが、児童遊園の理念と歴史の変遷を追った武藤篤訓が、倉橋が遊戯問題をすべての児童の保護問題として捉えていることを指摘している。武藤篤訓 (2006) 「児童遊園という思想 —児童遊園の理念と歴史の変遷」『明星大学通信制大学院紀要』 Vol.6
- 17 倉橋惣三 (1927) 「社会的児童保護概論」『社会政策大系』第8巻, 大東出版社, pp.1-5
- 18 倉橋 (1927) 同上, pp.5-6
- 19 倉橋 (1927) 同上, pp.51-52
- 20 倉橋 (1927) 同上, pp.53-56
- 21 倉橋 (1927) 同上, pp.57-61
- 22 倉橋 (1927) 同上, p.74
- 23 倉橋 (1927) 同上, pp.75-76
- 24 吉田早織 (2011) 「戦後の東京23区部における児童遊園の役割に関する研究」『こども環境学研究』こども環境学会, p.124
- 25 田代不二男・神田修編著 (1980) 『児童憲章 —日本の子どもの権利宣言—』北樹出版, p.132
- 26 山吉剛ほか (1980) 「児童憲章の性格と逐条解説」第Ⅲ章, 第9条部分, 『児童憲章 —日本の子どもの権利宣言—』北樹出版, p.189
- 27 山吉ほか (1980) 同上, pp.190-191
- 28 倉橋惣三 (1908) 『都会の子供 (二)』東京朝日新聞, 1908.4.30付
- 29 倉橋惣三 (1913) 「二、都市児童の三大欠乏」『都市児童遊園問題』東京日日新聞, 1913.1.31付
- 30 関忠夫 (1951) 『解説 児童憲章』, p.95 (『現代日本児童問題文献選集36』, 1988)
- 31 倉橋惣三 (1929) 『児童保護の教育原理』 pp.4-6
- 32 倉橋 (1929) 同上, pp.6-8
- 33 倉橋 (1929) 同上, pp.9-10